

令和 8 年度第 1 回亀岡市まちづくり協働推進委員会 会議要旨

日時：令和 8 年 6 月 3 日 10：00～12：00

場所：亀岡市役所 602・603 会議室

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 新委員の紹介
- 4 協議

(1) 第 3 次亀岡市まちづくり協働推進実施計画に基づく令和 8 年度実施事業について

○事務局

- ・令和 8 年度まちづくり協働推進事業計画（案）について説明

資料：令和 8 年度まちづくり協働推進事業計画（案）

○委員長

ここからは、令和 8 年度まちづくり協働推進事業計画（案）について協議する。まず市民活動推進フォーラムについての振り返りを行う。実際当日参加された委員の感想を伺いたい。

○委員 1

市民活動推進フォーラムにブースを展開していた。雰囲気としては文化祭のようなイメージであった。文化祭は他の事業で行っているためもう少し方向性を変えた場にしても良かったと考える。開催規模についても昨年度のような大規模がよいのか、小規模な場を複数回開催するほうがよいのか、検討してもよいと思う。

○委員 2

対外的なイベントなのか内向けのイベントなのかを明確にしたほうが良いと感じた。一般参加者を呼び込むなら大衆に向けた告知や発信を強化したほうが良いし、内向けのイベントにするなら交流会のようなイベント形式にしたほうが良いと考える。

○委員 3

雰囲気作りは出来ていたと感じた。ただ「つながるフェスタ」というタイトルを掲げていたが、なかなか参加者同士の繋がりを持てなかった。参加者が話し合う場を作る工夫が必要。

○委員 4

当日参加していた団体は 16 団体であり市民活動センターに登録している団体の半分以上。ただ団体にとっては活動披露をする場として喜んでいる方も多く、当日の意見交流会にも

参加の 16 団体に積極的に出席いただけた。今後団体へ直接呼びかけて、より多くの団体が参加される交流会としていきたい。

○委員長

「市民活動推進フォーラム」という言葉の意味通り事業を行っていく必要がある。
主催は市民活動推進センターであるが、市が市民活動推進センターに委託していると解釈している。

○委員 2

本事業は市から委託されている事業なのか、それとも市から補助を受けて（公財）生涯学習かめおか財団が実施しているものなのか。

○委員 1

以前も同様の話をしたが、委託事業なのか補助事業なのかを明確にしていく必要があると考えている。補助であれば市民活動推進センターが主体的に考え、市は金銭的な支援という立場。委託事業なのであれば市が主体的に方向性を固めていくべきである。

○事務局

補助事業である。契約の部分は複雑な箇所もあるが、市民活動推進センターと市が連携して行うものと考えている。

○委員長

市民活動推進センターと市が主体となって動く上で、当委員会も知恵を出し連携協力していくような進め方で良いのか。

○委員 2

まちづくり応援事業（ふるさと納税による登録団体への交付金事業）は、新規団体の登録が 8 月から始まるが、10 月の委員会では何を決めるのか。

○事務局

募集に対して申請のあった団体について意見を伺いたいと考えている。登録団体数の増加を目指し、今年度も「広報かめおか」や LINE 等にて情報周知を行いたいと考えている。

○委員 1

団体に対し良い制度だと思うのだが、登録団体数が伸びないのは何が原因と考えているのか。

○事務局

市で広報を行ってはいるが、団体に「どんな制度か」を理解していただけていないように感じる。ただ事業名を実績として載せるだけではなく実際の事業内容など具体的な情報が求められていると考える。

○委員 1

過去にも自分が発言しているが、口コミで広がらないところが問題だと考える。過去の登録団体の中には多額の支援をいただけている団体もあり、そのノウハウを登録検討している団体へ継承していく機会や場を設けていくことで地道に登録団体が広がっていくと考える。

○事務局

現在登録している 2 団体は希望されている支援額には届いていないものの例年一定額の寄附がある。委員のご意見も踏まえ、市が団体に聞き取りを行う または団体の方に説明会へ来ていただくなど、ノウハウを他の団体にも継承していきたいと思う。

○委員 5

そもそもふるさと納税の選択肢が多いうえ、他自治体も応援交付金のような事業に取り組んでいるため差別化が難しい。そのため返礼品に相当する魅力を示す必要がある。また梅岩記念館の設立の際には多額のふるさと納税を募ることができていたため、その経験も活かすべきである。

○委員 6

この事業でふるさと納税をいただいた額の何割を手数料として市が回収しているのか。

○事務局

2 割である。

○委員 6

2 割という手数料は一般的なクラウドファンディングと同等、むしろ少し高めの設定である。そのため市に頼らず自身で取り組まれている団体もあるのではないかと。企業や富裕層の一般人に声をかけ、自尊心をくすぐるような仕組みにすることも手ではないのか。

○委員長

委員から提言のあった取り組み事例も参考にしながら、検討を進めてほしい。

（２）令和８年度はじめてのまちづくり活動応援プログラムの申請事業について

○事務局

・はじめてのまちづくり活動応援プログラムについて説明

資料：令和８年度はじめてのまちづくり活動応援プログラム申請団体資料

今年度の本事業の予算額は 60 万円であり、申請総額が予算を上回っている。事務局としては、予算の範囲内での交付決定を考えており、1 団体あたり満額の 15 万円を交付した場合は最大 4 団体に交付可能となる。本日の協議では、事業内容についての意見や質問に加え、採択・不採択の考え方についても意見をいただきたい。事務局としては、審査の点数上位の市民活動団体から順に採択し、予算を上回った段階で残りの市民活動団体を不採択とする案を提案する。

○委員一同

了承した。

○委員 1

本プログラムの申請ができる団体の要件として「申請時に設立後 3 年以内の団体であること」となっているが、事業実施後 3 年以内等要件の緩和をしてもよいのでは。

○事務局

令和４年度にふるさと納税を活用した制度である「亀岡市まちづくり応援交付金」を創設したことから、令和５年度以降の「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金」は新たに活動を開始するまたは活動間もない団体の取組を支援する制度としてそれまでの立ち上げ期の団体事業を支援するメニューであるスタート事業のみを対象とすることとした。

「亀岡市まちづくり応援交付金」の対象団体要件の一つに「市内に事務所又は活動拠点を置き、主に市内で１年以上活動していること」があるため、活動２年目に登録、３年目に寄附募集、４年目に交付申請・活用となることから、「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金」の対象団体要件の一つを「申請時に設立後 3 年以内の団体」としている。

設立後 3 年以後の団体が資金面での支援を市に求められる場合は、団体・市が協働して寄附募集をする「亀岡市まちづくり応援交付金」を活用いただくことが市の方針である。

（以下、非公開内容である申請団体の個別審査に係わる議論のため省略）

7 閉会